

佐賀県ゴルフ協会（佐賀県ゴルフ場協議会）規則

第1章 総 則

（名 称）

第1条 本会は、佐賀県ゴルフ協会（佐賀県ゴルフ場協議会）という。

（事務局）

第2条 本会の事務局を、正会員の所属ゴルフ場内に置く。

（目 的）

第3条 本会の目的は、次の通りとする。

1. 県下ゴルフ場の健全発展・親睦・連携を目的とする。
2. 協会・連盟の事業を民主的・自主的に運営をする。

第2章 会員、役員、組織

（会 員）

第4条 本会の会員を、正会員と準会員に分ける。

1. 正会員は、九州ゴルフ連盟加盟コースのゴルフ場とする。
2. 準会員は、九州ゴルフ連盟未加盟コースのゴルフ場とする。

（顧 問）

第6条 本会に、学識経験者を顧問として置くことができる。

（役 員）

第7条 本会は、次の役員を置く。

1. 名誉会長・会長・副会長・監事・幹事（正会員支配人）・事務局長とする。
2. 任期は2年とし、幹事会の推薦により総会にて選任する。
会長の任期は最長4年とする。
3. 会長は、会を代表し本会を総括する。
4. 副会長は、会長を補佐し会の運営を主宰する。また監事を兼ねる。
5. 幹事は、会の運営にあたる。

第3章 総会、懇親会、研修会及び幹事会その他

(総会、懇親会)

第8条 会員の懇親会は、会長の招集により年2回行い、その内1回は総会を兼ねる。

(研修会)

第9条 ゴルフ運営に必要な研修会は適時開催する。

(幹事会)

第10条 幹事会は、必要の都度開催し本会の運営に当たる。

1. 本会の年次計画、予算の立案
2. 総会、懇親会、研修会の運営
3. 税対策及び税についての情報交換
4. 連盟の諮問について答申及び連盟への具申、要望
5. その他目的達成の為の必要な事項の運営計画

本会に必要により委員会を設ける。委員は会員の中から会長がこれを委嘱する。

第4章 会費及び会計

(会費)

第11条 本会の会費は、正会員は1ゴルフ場あたり年間10万円とし、準会員は1ゴルフ場あたり年間2万円とする。

(会計)

第13条 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(付則)

1. 本規約は、昭和57年4月1日から施行する。
2. 本規約は、昭和63年6月1日一部改訂
3. 本規約は、平成5年6月11日一部改訂
4. 本規約は、平成28年5月10日一部改訂
5. 本規約は、2019年5月10日一部改訂